

平成14年11月

非農産品市場アクセス交渉の概要

- 1 ドーハ閣僚宣言は、非農産品（鉱工業品、林水産物等）について、関税・非関税措置の削減又は撤廃等について交渉することを決定。なお、対象品目は包括的とし、あらかじめ例外品目を設けてはならないこととしている。
- 2 主な当省関心事項についての議論の状況は、
 - (1) 関税の引下げ方式
高関税品目ほど引下げ幅を大きくする方式や各国の関心品目についての要請を積み上げる方式等について広範な議論。未だ特定の品目に関する議論には至っていない。
 - (2) 非関税措置
本交渉で対象とすべき非関税措置の範囲について検討中。水产品IQが争点に浮上するかどうかは、米国、EU等関心国の出方次第。
 - (3) 環境物品
環境関連の物品について関税及び非関税障壁の削減又は撤廃も議論。農林水産品を極力除くべく努力。
- 3 各国の立場は、

米国 11月後半以降、具体的な提案を提出見込み。林水産物の関税相互撤廃(ゼロゼロ)に関心があるものの、林水産物に言及するか否かは不明。

EU 水産物は輸入品としてセンシティブ品目、林産物は輸出品目として関心有。具体的な提案は11月初めに提出見込み。

途上国 途上国への配慮に期待。
- 4 交渉スケジュールは、
 - (1) 11月1日が交渉モダリティ提案提出の一応の期限。年内はモダリティ提案提出可能。
 - (2) 8月5日付けで、我が国の一般提案提出。この中で、地球規模の環境問題及び有限天然資源の持続的利用の観点を踏まえて対応すべき品目は、特別な配慮を要することから更なる提案を行うこととした。
 - (3) 明年3月末までにモダリティの大枠についての共通認識。5月末までにモダリティ決定。
 - (4) 明年9月 W T O閣僚会合（カンクン、メキシコ）
 - (5) 2005年1月1日交渉終了期限